

情報提供書

令和元年 11月 15日

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
田中 徹 様

情報提供人 多田 雅史



情報提供人	多田 雅史
	〒461-0001 愛知県名古屋市東区 1-1-35
	ハイエスト久屋 5F 柴田・羽賀法律事務所内
	全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
	携帯 080-1566-3428*、電話 052-953-6011
被情報提供人 1	松本 俊彦
	〒187-8551 東京都小平市小川東町 4-1-1
	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 医師
	電話 042-341-2711
被情報提供人 2	常岡 俊昭
	〒142-8555 東京都品川区旗の台 1-5-8
	学校法人昭和大学医学部 精神医学講座講師
	電話 03-3784-8000 (代表)

* 本件へのお問合せは上記の携帯電話へお願いします。

第1. 情報提供の趣旨

情報提供人は、令和元年9月12日、被情報提供人2名について、御庁に対し、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という）の58条の2第1項に違反し、刑法の犯人蔵匿等の罪（刑法第103条）に該当すると思料するので、情報提供した。

今回、再び、昭和大学の常岡俊昭医師は、医学論文（添付資料１）において、「医療現場で違法薬物使用患者を診察した場合に警察通報の実施状況を調査した結果、原則通報するが３名（７％）で、個別に判断が２２名（４９％）、原則通報しないが２０名（４４％）であった」（１２１３抄録）としており、医療機関において大量の違法薬物使用患者が、適切に警察又は知事等へ通報されていない実態が明らかにされているため、御庁による法に基づく厳格な調査・捜査を求める。

第２．情報提供の事実

１．違法薬物使用の問題

（１）背景

国内では違法薬物（麻薬・大麻・コカイン）などが広がり始めており、芸能人の逮捕が続いている。しかし、一方で、違法薬物使用者が逮捕される前に医療機関へ行けば、医師が通報しない事態が常態化しているため、多くの違法薬物使用者が放任されている。また、同時にその違法薬物使用者につながる密売人も捜査されていない実態がある。この状態は現行刑法に違反しているが、医師が違法薬物使用者の治療を優先するあまり、その報告義務を怠っている実態が添付の調査により明らかにされた。

特に、同論文によれば、「告発する，しないの判断は臨床的に医療者の裁量に任せられ」（１２１４頁左段）とまで言及しており、「実際に筆者の把握している限り当院から違法薬物使用のみを理由に通報した症例は存在しない」（１２１８頁右段）として、『「医療を優先し通報しない」とする判断の裏づけとなるガイドラインなどの作成が急務である。』（１２１３頁抄録）などとしているため、昭和大学病院の治療において違法薬物使用者は１人も法に基づく通報がなされていないことが明らかにされている。

（２）違法薬物使用者の放任の危険性

医療機関に隠されている違法薬物使用者が実際の犯罪者の過半数を占めていると考えられるため、本来、適切な司法捜査が行われるべきで

ある。また、適切な捜査が行われないうまま放置されれば、違法薬物の裾野が広がり日本国内でも違法薬物使用者が急増し蔓延していく恐れがある。さらに、病院で治療中の違法薬物使用者に関与した密売人も、同様に放任されていると考えられる。この問題は、御庁において、十分に議論されるべきである。

(3) 違法薬物使用者の保護か違法薬物使用予備軍の犯罪抑制か

現在、医療者は違法薬物使用者の刑罰を避けさせて、治療を優先する考え方で治療を行っている。しかし、この事態は、違法薬物使用予備軍の犯罪を抑制する効果を得ることはできない。したがって、違法薬物使用者への措置は、「違法薬物使用者の保護」を優先するのか、それとも、「違法薬物使用予備軍の犯罪抑制」を優先するのかとなる。当然、後者の犯罪抑制効果も重要である。

2. 薬物依存性のある処方薬に対する問題

(1) 薬物依存性のある処方薬

現在、薬物依存性のある処方薬として問題視されている薬物には、**①**医療用麻薬（オピオイド）及び**②**ベンゾジアゼピン系向精神薬の2つがある。**①**医療用麻薬（オピオイド）は、米国で大量に処方された結果、2017年の1年間で約7万人を超えるオーバードース（OD）の死者が発生していることが米国国立衛生研究所（NIH）により報告され、集団訴訟が頻発している。一方、日本では医療用麻薬（オピオイド）は適切に処方されているとして、OD等の副作用の実態が十分に把握されていない。

同様に、**②**ベンゾジアゼピン系向精神薬についても、米国で2017年の1年間で約1万1千人を超えるオーバードース（OD）の死者が発生していることがNIHにより報告されているが、日本ではその実態はまったく把握されていない。（添付資料2）

(2) 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会（当会）の立場

当会はベンゾジアゼピン系向精神薬による副作用の被害者団体であり、国内の同薬物による副作用被害者の実態を調査している。薬物の依

存性は、違法薬物でも処方薬でもほぼ類似した副作用又は症状を発症するため、当会は、違法薬物の蔓延による被害の発生についても、看過できない。したがって、医療者は違法薬物使用者の治療においても、適法に報告等の措置を行うべきであると考えます。

添付資料

- 1 昭和大学医学部精神医学講座における違法薬物使用患者診察時の警察通報に関する意識調査（常岡俊昭）
- 2 NIH（OD Death）図 1＋図 8

以 上



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会